

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 95 号議案を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託をしておりました議案等について審査終了の報告が各委員長からあっておりますので、順次、報告を求めてまいります。

日程第 1. 第 75 号議案 武雄市長の給料の特例に関する条例から日程第 5. 第 86 号議案 武雄市過疎地域持続的発展計画についてまでを一括議題といたします。

以上の 5 議案は総務常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果につきまして、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 75 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 75 号議案 武雄市長の給料の特例に関する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

ふるさと納税事業において、令和 3 年 7 月に同事業の返礼品配送遅延問題が発覚し、令和 4 年 4 月に訴えを提起した委託事業者に対する損害賠償の請求について、令和 7 年 9 月 17 日に判決が確定いたしました。

本議案は、配送遅延により寄附者に御迷惑をおかけしたこと、市政に混乱を招いたことについて、政治的・道義的責任を取るため、市長の給料を令和 8 年 1 月から 3 月までの 3 か月間、10% 減額を行うものです。

委員からは、いまだ対応中の寄附者もいる中で、全ての対応が終わってから減額すべきとの意見もありましたが、執行部からは、配送遅延により寄附者に御迷惑をおかけし、混乱を招いたことに対する政治的・道義的責任を取ること。

また、現在対応中の寄附者へは今後も継続して対応を行っていくとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 78 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 78 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、国家公務員及び佐賀県職員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給与を改正するもので、主な改正内容として、第 1 条では、令和 7 年度の手当支給率を職員と再任用職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ 100 分の 2.5 引き上げるとともに、行政職給料表を見直すもの。

第 2 条では、自動車等を使用する職員について、使用距離の区分及び手当の上限を見直すもので、現行の 5 キロ未満から 60 キロメートル以上から 100 キロメートル以上とし、区分も 13 から 21 に増やすものです。

また、額も上限 3 万 1600 円から 6 万 6400 円に改正するとのことで、施行日は、第 1 条及び第 3 条は公布の日、第 2 条及び第 4 条は令和 8 年 4 月 1 日との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

＞「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 79 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 79 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員及び常勤の特別職の期末手当の支給率を改正するもので、市議会議員及び常勤の特別職の令和 7 年度の期末手当を 100 分の 5 引き上げるとともに、令和 8 年度以後も支給率を令和 7 年度と同水準にするもので、施行日は、

第1条及び第3条は公布の日、第2条及び第4条は、令和8年4月1日との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第80号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第80号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び武雄市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、国家公務員の旅費制度の見直しに鑑み、職員の旅費を改正するものです。

第1条では、特別職の職員の宿泊料を見直し、2万7000円を限度として規則で定める額、非常勤の特別職の職員の宿泊料については1万9000円を限度として規則で定める額に改正するもの。

第2条では、一般職の職員の宿泊料について1万9000円を限度として規則で定める額に改正するもので、施行日は令和8年4月1日との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第86号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 86 号議案 武雄市過疎地域持続的発展計画について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、国の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求められているものです。

本計画は、令和 3 年度から令和 7 年度の期間における前期計画が終了することに伴い、国の特別措置法の計画期間である令和 3 年度から令和 12 年度に対応する後期分の計画として新たに策定するもので、新しい計画では、前期計画の内容を踏まえつつ、第 3 期総合戦略の反映や治水対策の強化などの時勢に合わせた変更や数値の更新、文言修正を行っているとのことです。

この計画の策定により、過疎対策事業債の活用など、過疎対策の特別措置に取り組むことが可能となるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

＞「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決につきましては議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 75 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

＞「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 75 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 75 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 78 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 78 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 78 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 79 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 79 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 79 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 80 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」 の声

討論をとどめます。

これより第 80 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」 の声

御異議なしと認めます。

よって、第 80 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 86 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」 の声

討論をとどめます。

これより第 86 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」 の声

御異議なしと認めます。

よって、第 86 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6. 第 76 号議案 武雄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例から日程第 10. 第 88 号議案 令和 7 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 回)

までを一括議題といたします。

以上の 5 議案は福祉文教常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結

果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 76 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 76 号議案 武雄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の審査の経過と結果を申し上げます。

この条例は、児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものということです。

この乳児等通園支援事業は、通称「こども誰でも通園制度」と言われ、月に一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに、時間単位で柔軟に利用できる通園制度で、対象者は、保育所等に通っていない0歳6か月から3歳未満の子供が対象との説明を受けました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

＞「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 77 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 77 号議案 武雄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の審査の経過と結果を申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものということです。

先ほどの第 76 号議案の条例で、乳児等通園支援事業の認可を受けた事業者が乳児等支援給付という新たな給付を受ける際に、市が確認を行う基準になるものです。

具体的には、利用定員や運営規定などについて、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を基に定めているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 81 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 81 号議案 武雄市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、武雄市奨学資金の貸与を受ける者の要件を緩和し、制度を利用しやすくするために改正されるもので、まず、第 2 条の奨学資金の「貸与を受ける者の要件」を「本人又は、その保護者が市内に住所を有していること」と改正し、どちらかが住所を有していれば受けられるように緩和し、また、第 6 条の貸与の廃止要件におきましては「奨学生及びその保護者が市外に転出したとき」に改正し、どちらも転出した際には廃止をするということです。

また、第 9 条の返還免除においては、住所を必ず武雄市に置いていただくために「市内に住所を有しているとき」に改正をするとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 82 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 82 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

この条例は、児童福祉法等の一部改正に伴い、3 条建てで 3 つの条例を改正するもので、第 1 条の武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設されたことに伴い、児童福祉法が改正さ

れたため、児童福祉法からの引用条文を整理し、また、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正により、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合の条件に、新たに母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加するものということです。

第2条の武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と、第3条の武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正においても、児童福祉法の改正に伴って引用条文の整理を行っているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

＞「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第88号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第88号議案 令和7年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、歳出の1款1項1目. 一般管理費では、産休代替の会計年度職員の雇用による増額、4款1項1目. 保健普及費、4款1項2目. 特定健康診査等事業費につきましては、一般職員及び会計年度職員の人事異動及び給与等の改定に伴うものということです。

歳入については、5款1項1目. 保険給付費等交付金 377万2000円につきましては、歳出のうち保健普及費と特定健康診査等事業費に係る経費の財源、7款1項1目. 一般会計繰入金 1598万5000円につきましては、歳出の一般管理費に係る費用を法定内で繰り入れるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

＞「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は各議案ごとに行います。

まず、第 76 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 76 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 76 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 77 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 77 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 77 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 81 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」 の声

討論をとどめます。

これより第 81 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」 の声

御異議なしと認めます。

よって、第 81 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 82 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」 の声

討論をとどめます。

これより第 82 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」 の声

御異議なしと認めます。

よって、第 82 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 88 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」 の声

討論をとどめます。

これより第 88 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 88 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11. 第 83 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例から日程第 20. 請願第 1 号 災害に強く、地域と共に持続可能な「災害対応型衛生処理施設」の整備を求める請願までを一括議題といたします。

以上の 10 件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 83 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 83 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、収集運搬手数料のうち「し尿収集手数料」の見直しに伴い、条例を改正するもので、改正の内容としては、現行では、基本料金を 90 リットルまで 1111 円、超過料金は 18 リットルごとに 222 円の加算としているものを、180 リットルまで 2585 円とし、超過料金を 18 リットルごとに 258 円の加算とするものでした。

料金改定に併せ、基本料金を 90 リットルから 180 リットルへと変更するが、これは、仮設トイレなど少量のくみ取り依頼の場合、1 回の作業時間に対する対価が見合わない状況となっているため、180 リットル以下の最低料金が 2585 円となるように調整を行うものとの説明を受けました。

なお、施行日は令和 8 年 4 月 1 日とのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 84 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 84 号議案 武雄市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、大規模災害発生時に臨時に設置される一般廃棄物処理施設についても、生活環境影響調査の縦覧等の手続が必要となるが、条例を改正することで、縦覧期間の短縮を行うことができ、復旧作業に着手できるための時間が短縮できるようにするためのものでした。改正により、「災害廃棄物処分の委託を受けた者が生活環境影響調査を届出ること」及び「縦覧期間 1 カ月と意見書提出期間 2 週間を短縮する」ことが可能となり、大規模災害発生時にも、廃棄物処理施設の早期稼働につながり、早期復旧を期待できるとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 85 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 85 号議案 武雄市火入れに関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、林野火災の多発を踏まえ、全国的にも火災予防条例が改正される動きとなっており、武雄市においても林野火災の予防の実効性を高めるために条例を改正するもので、第 2 条 許可の申請においては、申請期限を火入れ開始の「3 日前から」を「7 日前まで」に改正

を行い、第13条 火入れの中止においては、「林野火災に関する注意報」、「林野火災警報」を追加するものでした。

この条例は令和8年1月1日からの施行を予定しているとのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第89号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第89号議案 令和7年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、第1条で歳入歳出それぞれ76億8662万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を365億3056万円とするもの。

第2条では、「競輪場宿舎等建設事業」について、繰越明許費の設定をお願いするもの。

第3条では、債務負担行為として令和8年度、4月に開催の記念競輪及び5月に開催の全プロ競輪に係る臨時仮設投票所等借上料について、1623万2000円を計上するものでした。

歳入の主なものとしては、モーニング、ナイター、ミッドナイト競輪の売上げが好調なことから1款1項2目. 車券発売金として、64億4000万円の増額。

また、歳出の主なものとしては、選手宿舎等建設に当たり、新たな浄化槽の設置が必要なことから、1款1項1目. 競輪事務費 12節. 委託費で競輪場宿舎等浄化槽設置工事管理業務233万3000円、14節. 工事請負費で競輪場宿舎等浄化槽設置工事 8488万7000円が計上されました。

また、1款2項1目 競輪開催費においては、車券発売金64億4000万円の追加に伴う経費の補正として、12節 委託料、18節. 負担金補助及び交付金、21節 補償補填及び賠償金について、それぞれ増額をお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 90 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 90 号議案 令和 7 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 246 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6323 万円とするものでした。

歳入については、3 款 1 項 1 目の 1 節「繰越金」は、前年度の決算が認定されたことにより繰り越しをお願いするものとの説明を受けました。

歳出については、2 款 1 項 1 目「利子」の 22 節「償還金利子及び割引料」、給湯管延伸事業債償還金利子については、償還利率の改定に伴う利息費用の増額をお願いするもので、1 款 1 項 1 目の 24 節「積立金」、給湯事業基金積立金については、繰越金から償還金利子分を差し引いた分を基金に積み立てるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 91 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 91 号議案 令和 7 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正予算は、工業団地造成の残工事分、1 款 1 項、事業費「新工業団地整備事業」1

億 2000 万円の繰り越しをお願いするもので、繰越の理由としては、9 月定例会で議決された補正予算の追加工事により、工期変更が生じるためとの説明を受けました。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 92 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 92 号議案 令和 7 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、主に職員の異動等に伴う組み替え、年度末までの所要額の見込みに伴う給与手当等の補正で、増額の主な要因としては、佐賀県人事委員会勧告を受けたことに伴う給与改定によるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 93 号議案及び第 94 号議案については、関連しておりますので、一括して報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 93 号議案 褐野地区地すべり対策工事（その 2）請負契約の一部変更について並びに第 94 号議案 褐野地区地すべり対策工事

(その1) 請負契約の一部変更について、一括して審査の経過と結果を申し上げます。

この2議案については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

第93号議案は、袴野地区地すべり対策工事(その2)に係るもので、9月定例会で議決された追加工事に係る補正予算の、その後の設計において、崩壊箇所の土砂を撤去の上で、アンカーチャンク工法の増し打ち、下段のり面の緩勾配化などの対策工法を採用し、その追加工事分として5833万800円を加えた工事請負契約額への変更と、それに伴う工期を令和8年10月30日までに変更するものでした。

また、第94号議案は、袴野地区地すべり対策工事(その1)に係るもので、袴野地区地すべり対策工事(その2)の完了後でなければ、袴野地区地すべり対策工事(その1)のエリア内に施工できない箇所があることから、工期を令和9年2月26日までに変更するもので、この契約における契約金額の変更はないとのことでした。

いずれも令和7年12月1日付で仮契約を締結しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、請願第1号に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／請願第1号 災害に強く、地域と共に持続可能な「災害対応型衛生処理施設」の整備を求める請願について、審査の経過と結果を申し上げます。

本請願は、現在計画が進められている市の衛生処理施設について、地元業者育成育成に配慮しながら、災害に強い地域の基盤へと高めていくことを求めるものであり、記載された4つの項目について市長へ申し入れるものです。

審査の結果、本請願は全会一致で原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決については、議案ごとに行います。

まず、第83号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第83号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第83号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第84号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第84号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 84 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 85 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 85 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 85 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 89 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 89 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 89 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 90 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 90 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 90 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 91 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 91 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 91 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 92 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 92 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」 の声

御異議なしと認めます。

よって、第 92 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 93 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」 の声

討論をとどめます。

これより第 93 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」 の声

御異議なしと認めます。

よって、第 93 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 94 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」 の声

討論をとどめます。

これより第 94 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 94 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第 1 号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより請願第 1 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第 21. 第 87 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託をしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

池田 総務常任委員長

池田 総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 87 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2 款 1 項 4 目 12 節. 委託料では、市有施設の水道料金上昇を抑制するためメータ一口径の変更を行うための委託を行うものとして 700 万円。

10 款 5 項 2 目. 体育施設費の 10 節. 需用費及び 17 節. 備品購入費に来年度供用開始の山内中央公園プールで使用する備品等の購入費用の計 529 万 7000 円が計上されていました。

また、繰越明許費の補正では、公共施設水道メータ一口径変更事業として先ほどのメーター

口径変更の委託料 700 万円や、現在、建設や改修が実施されている山内中央公園プール、新北方相撲場整備事業、天神崎テニスコート改修事業など、年度内に完了が見込めない事業に関する予算が計上されました。

また、債務負担行為の補正では、財務会計システムの更新費用や行政動画放送業務委託料、広報武雄編集業務委託料が計上されました。

その他、各種負担金の確定や事業の実績による精算、改定される職員の給与などが計上されました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

＞「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 87 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3 款 1 項 3 目. 障がい者福祉費、19 節. 扶助費で、合計 1 億 8922 万 8000 円を計上してあります。

これらは、障がいのある方々が必要とする各種サービスにかかる費用ですが、その中でも介護給付費は、介護者の高齢化に伴い、将来の自立に向けた訓練系サービスの利用者が増加傾向にあるということ、また、障がい児支援給付費は、令和 6 年 9 月以降、市内で事業所の新設が増加していることに伴い、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者が増加したことにより今後の給付に不足が見込まれることからそれぞれ増額しております。

10 款 2 項 1 目. 学校管理費、御船が丘小学校多目的教室間仕切り工事では 139 万 3000 円は、令和 8 年度以降の御船が丘小学校の教室不足に伴い、特別教室に間仕切りを整備し、教室不足を解消するためのもので、10 款 3 項 3 目. 中学校施設整備事業費、屋内運動場空調設備整備基本調査業務委託料の 198 万円は、近年の猛暑対策として、小中学校での安全安心な教育環境の確保、避難所としての機能強化を図る観点から、市内小中学校の屋内運動場に空調を整備するための基本調査を実施するための予算で、今回は、通常の授業や部活動を含めた屋

内運動場の利用状況、児童生徒数、避難所機能等を総合的に判断して、武雄中学校と山内中学校の2校が調査対象ということでしたが、委員からは、市内の全小中学校の空調整備を急いでほしいという内容の意見が出ております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

＞「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第87号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第8回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、4款2項1目. 環境衛生費、18節. 負担金補助及び交付金では、水道料金改定対策支援補助金600万円が計上されていました。

水道使用料金については、令和8年4月使用分から新水道料金表が適用され、口径別基本料金が導入されることにより、水道メータ一口径20ミリ以上の利用者の水道使用料金が大きく上昇するケースが想定される。

そのため、メータ一口径20ミリ以上の利用者に対し、減径1件当たり1万円を上限とし、補助を行うもので、補助対象期間は令和8年1月1日から令和8年12月31日までの1年間としているとの説明を受けました。

また、8款5項1目. 住宅管理費12節. 委託料では、市営住宅のうちメータ一口径が20ミリの住居では水道使用料金が月額で2倍以上になる世帯もあることから、その軽減を図るため、水道メーターの口径を13ミリへ交換する費用が計上されていました。

8款3項2目. 治水対策事業費、14節. 工事請負費では、一の坪公園雨水貯留施設整備工事5500万円が計上されており、これは一の坪公園の地下にプラスチック製の雨水貯留施設を設置し、一時的に地下に雨水を貯留し、下流の都市下水路へ少しづつ流していくことで雨水流出の抑制を図り、下流域や周辺の浸水被害軽減を図っていくためのものとのことでした。

債務負担行為補正では、スクミリンゴガイの対策支援事業補助金として410万円の限度額が設定されており、これは昨年度実施した石灰窒素を活用したスクミリンゴガイ対策実証実験において、実施者の9割に被害の軽減効果があったことから、来年度も10アールあたり2000

円の補助を行い、生産者の負担軽減及び収量の確保につなげていくためのものとの説明を受けました。

また、事業の進捗状況などで年度内に完了しない事業等について、繰越明許費として翌年度に繰り越す事業費が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 87 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 87 号議案は、各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22. 第 95 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

後藤総務部長後藤総務部長／おはようございます。

第95号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第9回）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、物価高が継続する中、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を早急に行うため、物価高騰対策水道利用支援事業及び物価高対応子育て応援手当支給事業を行うもので、その財源として全額国庫補助金を活用しております。

物価高騰対策水道利用支援事業につきましては、令和7年12月から令和8年1月までの2か月間の水道使用分につきまして、一月分で10万円以下の場合は全額免除とし、それを2か月分行うという内容とするものでございます。

また、物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、児童手当支給の対象児童を養育する父母などに対し、児童1人につき2万円を支給するものです。

補正予算書の2ページを御覧ください。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ3億2288万1000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ334億2302万8000円とするものです。

まず、歳出について御説明いたします。

予算説明書の12ページを御覧ください。

3款3項2目の児童措置費では、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る経費として、物価高対応子育て応援手当1億6200万円、システム改修委託料124万8000円等の計1億6517万5000円を計上しております。

また、4款2項1目の環境衛生費では、物価高騰対策水道利用支援事業に係る経費として、水道料金減免負担金1億4630万円及び水道負担軽減補助金1140万6000円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

予算説明書の11ページを御覧ください。

15款 国庫支出金では、物価高騰対策水道利用支援事業に係る国庫補助金として、物価高対応重点支援地方創生臨時交付金1億5770万6000円を計上しております。

また、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る国庫補助金として、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金1億6200万円及び物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金317万5000円を計上しております。

次に、補正予算書の2ページを御覧ください。

第2条の繰越明許費の補正は、物価高対応子育て応援手当支給事業及び物価高騰対策水道利用支援事業に係る繰越明許費を追加するものです。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第95号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

9番 上田議員

上田議員／すみません、この議案は今朝初めて見たので、ちょっと総合的なところをお伺いしたいなと思うんですけども。

私も一般質問でも取り上げさせていただいたぐらい、この物価高対策というのは、もうスピードとボリュームが勝負になってくるんじゃないかなというような形で思っているところなんんですけど。

今回、こういうふうに委員会付託省略でも最終日に上げていただいたことは、非常に喜ばしいと思っているところなんですけど、今後、今回の物価高対策がこれで終わりなのか、それとも、もっともっと一般質問でも言いましたけど、二重、三重にもとにかくやってほしいというような話をさせていただいたんですけど、今後も臨時議会なり、3月議会までとなるとまた大分、3か月も先になるので、臨時議会とかそういうところでも、とにかくこの物価高対策に執行部がどの程度取り組もうとしているのかをお伺いをしたいなと思います。

議長／小松市長

小松市長／おはようございます。

今回の議会でも、物価高対策については迅速な対応が必要だというふうな御意見も頂いておりました。

私も物価高対策でスピードが大事だと考えています。

迅速に、そして、かつ効果的な支援といたしまして、今回、市民の皆様に対しまして、12月、1月の2か月間、水道料金を無料とするものであります、併せて、事業者の皆さんも支援するものを提案しております。

交付金の限度額が示されました。

今回は、第1弾だという位置づけと考えております。

その交付金を活用いたしまして、今後、物価高騰対策を切れ目なく実施していきたいと考えております。

なお、食料品等物価高騰対策に関しましては、お米に限らず、幅広く使える形というのも考えておりまして、そういうものも含めて現在、調整中でございまして、案ができ次第、議会の皆様に御提案をしたいと考えております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は各所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 95 号議案を採決いたします。

お諮りいたします(?)。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 95 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 23. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、審査中の意見書第 5 号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書（案）については、今後も引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

総務常任委員長からの申し出の、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、意見書第5号は総務常任委員長からの申出のあったとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

日程第24. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、当該申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもちまして、令和7年12月武雄市議会定例会を閉会いたします。